



〈撮影者：伊豆隆義弁護士 地名：伊東から伊豆大島を望む〉

暑中お見舞い申し上げます。

大暑の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より格別のお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

さて、本号では、岩田修弁護士が、被害が増加している送り付け商法等に対応した令和3年改正の消費者被害の防止及び回復等に関する法律について解説いたします。

また、笹浪雅義弁護士が、近似ニュースにもなり耳目を集めております営業秘密の侵害について解説いたします。

併せて、川原奈緒子弁護士が、本年4月から完全に官民共通のルールとなりました個人情報保護法について解説いたします。

消費者被害の防止の観点からの法律改正

弁護士 岩田 修



一昨年（令和3年）になりますが、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、令和4年6月1日から施行されております。

少し遅くなりましたが、主な改正につき、ご説明します。

1 送りつけ商法対策

注文もしていないのに健康食品等の商品が自宅に送られてきて、「ご不要であれば当社までご返送ください。1週間以内にご返送されない場合には、お買い上げいただいたと判断し、代金を請求いたします」というような書面が入っていたことはありませんか。

これは、特に高齢者の方をターゲットに行われる商法で、「送りつけ商法」と言われています。

そもそも、商品を購入する契約は売買契約と言います。売買契約は、「売る」という意思と「買う」という意思がお互いに合致して成立します。消費者が「買う」という意思表示をしなければ、売買契約は成立しません。

そして、消費者が注文もしていないのに、業者が商品を送り付け、「返送しないと買ったとみなします」と勝手に言ってきた場合、消費者が返送しないことが、「買う」という意思表示にはなりません。この場合、売買契約は成立しません。ですので、仮に業者の言う期限内に商品を返送しなかったとしても売買契約は成立せず、消費者に代金を支払う義務は発生しません。

では、送られてきた商品はどうしたらいいのでしょうか。改正前においては、特定商取引法において、商品の送付があった日から14日間経過しても業者が商品を引き取らなかった場合には、業者は商品について返還請求できないと規定されていました。つまり、商品が届いてから14日以内は業者が商品の返還請求を行使できるので、消費者は商品を保管しておかなければならなかったのです。

それが、今回の改正により、注文もしていない商品が送られてきた場合、消費者は保管することなく処分できることとされました（業者は商品の返還を一切請求できないこととされました）（もちろん、誤って配送された場合は別ですのでご注意ください）。

ですので、仮に送られて来た商品を処分したあとに業者が商品の返還を求めてきて、処分をしたのであれば売買代金を支払え（又は、損害を賠償しろ）と言ってきても、支払う必要はありません。

2 販売預託の原則禁止

以前より、業者が消費者に販売した商品を引き渡さずにそのまま預かり、預かった商品から発生する利益を消費者に還元するという、いわゆる「販売預託」による消費者被害が多数発生しておりました。例えば、金地金による豊田商事事件、和牛による安愚楽牧場事件、磁気治療機器によるジャパンライフ事件などです。

最近でも、バイクなどを消費者に販売してそのバイクを関連会社に賃貸し賃料を消費者に支払うので、実質無料でバイクを購入できるどころか利益が発生すると言って勧誘する商法などがあります。

「販売預託」とは、①事業者が高額な商品を消費者に販売して、②消費者が代金を支払うとともに、③事業者はその商品を預けて、④事業者が預かった商品を運用（第三者に貸し出す等）して利益を発生させ、⑤その利益の一部を消費者に還元するなどとする取引を言います。

このような取引は、実際には、約定通りの利益の一部の還元がなされないと言ったトラブルが発生していることから、厳格に規制されることとなりました。

今までにも規制はされておりましたが、対象となる商品が限定されておりました。しかし、様々な商品において消費者被害が発生しており、消費者被害防止の観点から、あらゆる物品等を対象とすることとなりました。そして、販売を伴う預託等取引を原則禁止とし、罰則を規定し、さらに、原則禁止となる契約を民事的にも無効とする制度が創設されました（例外的に認める場合には、厳格な手続きの下、消費者庁が個別に確認をします）。

年利〇パーセントの配当で必ずもうかる等と、高利率、高配当や元本保証を謳った勧誘を受けたとしても、必ずもうかるような仕組みはありません。法律により規制されたとしても、被害に遭ってからでは、その回復が困難になります。必ずもうかるというような勧誘は断って契約をしないようにしてください。もし迷ったら、必ずご家族や消費者センター、弁護士に相談をしてみてください。

3 電磁的方法によるクーリングオフの行使

訪問販売等においては、契約等の時から一定期間内であれば、クーリングオフと言って無条件で契約を解除することができます。

このクーリングオフの行使方法は、今までは書面でのみ認められていましたが、今回の改正で電磁的方法（電子メール等）でも行うことが可能になりました。（いかなる電磁的方法で行使することができるかは、契約書等に記載されています）

この他にも、消費者被害を防止する様々な法律が規定されております。おかしいな、困ったなと思ったら、お近くの消費者センター、弁護士に気軽にご相談ください。

営業秘密とは？



弁護士 笹浪 雅義

従業員や役員が不用意に話しては困る、聞いては困ることが3つあります。

第1に、金融商品取引法が定めるインサイダー情報の漏えい。第2に、個人情報保護法が定める個人情報。そして、今回のテーマである不正競争防止法に定める「営業秘密の侵害」があります。

著名なケースを紹介します。まず、競業会社への持ち出しケースとして菊水化学工業事件があります。その内容は、日本ペイントの元役員が建築用塗料設計情報を複製し、USBメモリーに保存して持ち出したというものです。

次に、海外への流出のケースとして国内でも最大規模の国立研究機関、「産業総合研究所」の主任研究員の男が「フッ素化合物」の合成に関する「営業秘密」を中国の企業に漏洩した疑いで警視庁公安部に逮捕されました。

そして、近時最も著名なものとして「はま寿司営業秘密流出事件（かっぱ寿司事件）」があります。元はま寿司の取締役が、はま寿司から食材の原価や仕入れ先のデータなどの営業秘密をかっぱ寿司に持ち込んだ事件で、有名すしチェーン2社を舞台にした社長の逮捕劇というセンセーショナルな事案のため、営業秘密流出事件の報道等のたびに「かっぱ寿司事件」が紹介されることになり、レピュテーションリスクは計り知れないこととなります。

一方、産業用ロボット情報漏えい事件のように、逮捕された元社員が転職先の競合他社に持ち込んだ営業秘密に関して、転職先企業が「リスクがある」と判断して利用しなかったケースがあります。企業としては、転職してきた従業員の「情報」を安易に利用・使用しないことが大切です。

営業秘密は、漏洩された場合は経済的打撃を負い企業間競争からの脱落可能性があり、一方他社の営業秘密を利用した場合は、違法であるだけでなく、フェアな競争をしない会社という烙印を押されることとなります。

営業秘密は、洩らさない！利用しない！ことが大切です。

官民共通のルールとなった個人情報保護法



弁護士 川原 奈緒子

従来、個人情報保護法は民間を対象に適用され、国の行政機関については行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、独立行政法人等については独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が、地方公共団体についてはそれぞれの地方公共団体が定める個人情報保護条例が適用されていました。共通のルールが存在していなかったことから、個人情報の取扱いについて、混乱を招く事態もありました。

しかしながら、個人情報を保護するためには、ルールを共通化し、一定の水準を保つ制度が必要です。

そこで、個人情報保護法を改正し、個人情報保護委員会が民間のみならず、行政機関や地方公共団体が取り扱う個人情報をも一元的に管轄できるようになりました。

具体的には、2022年4月1日より、行政機関と独立行政法人等が、個人情報保護法の対象に統合されました。また、2023年4月1日からは、地方公共団体等にも個人情報保護法が適用されるようになりました。

今年の改正にあたり、地方公共団体等は、改正個人情報保護法に沿って条例を見直す必要があります。個人情報保護委員会が制定するガイドラインに沿う一方、独自の規定が必要となる項目を精査し、条例改正と体制の見直しを行う必要があります。

今般の改正により個人情報保護法というルールが共通化され、個人情報保護委員会が官民双方を対象として制度を所管・監督することになりました。今後は、民間同士の個人情報の授受のみならず、官民間における情報流通の適正化も期待されるところであります。

なお、改正個人情報保護法のポイントにつきましては、2022年7月発刊のGreen Leaves第19号において、古郡賢大弁護士がまとめておりますので、こちらも併せてご参照ください。

近況報告



弁護士 古川 史高

新型コロナのため延期になっていた司法研修所終了（弁護士登録）40年の記念行事が、今秋開催されることになりました。全国で活躍する同期の仲間と久しぶりに旧交を温めます。



弁護士 伊豆 隆義

コンサルや訴訟、デュージェリエンス等。原賠案件も継続。東弁不法行為法研究部所属。日弁連法務研究財団事務局長。東京新都心ロータリークラブ会長に就任。健康第一で頑張ります。



弁護士 笹浪 雅義

この度ご紹介いたしました営業秘密を規律する不正競争防止法は、非常に広範・多岐にわたる法律で、商品等の表示の冒用、ドメインの不正取得、原産地誤認なども不正競争として規制しています。



弁護士 工藤 研

元外国籍であることを理由にゴルフクラブの入会を拒否された件で、拒否は相当とした地裁判決があります。反対の裁判例もあることから、コンプライアンス上の注意事項としてご参照下さい。



弁護士 岩田 修

野球場、競馬場等も観戦制限がなくなり、競馬場へ行ってお馬さんを見つめ、娘と一緒にプロ野球観戦をしながらビールを楽しむ生活が復活しました。制限がない生活は楽しいですね。



弁護士 梶浦 明裕

4月に東京三弁護士会の医療関係事件検討協議会の委員長を拝命しました。東京地裁医療集中部だけでなく都内13大学病院と意見交換し訴訟技術の追求と相互理解を目指します。



弁護士 近森 章宏

今年の4月1日より、中小企業でも、時間外労働が月60時間を超えた場合、超えた時間についての割増賃金率が25%から50%に引き上げられました。賃金の計算ではご注意下さい。



弁護士 堀田 和宏

パソコンのキーボードを自分に合ったものにするとう仕事の効率が上がると聞きまして試しております。確かに打鍵の感触がしっくりくると筆が進むような気がする今日この頃です。



弁護士 川原 奈緒子

益子陶器市に出かけ、取っ手付きのスープカップと出会いを果たしました。陶器を買った際には、ヤスリで表面を滑らかにしてもらうことができるなど、新たな文化も知りました。マイカップは、毎日我が家で活躍してくれています。



弁護士 工藤 杏平

コロナ禍で延期されていた、「司法研修所新63期生10周年記念大会@熱海」が9月に開催される予定となりました。弁護士13年目ではありますが、初心にかえる良い機会ですので、教官や同期と旧交を温めてきたいと思います！



弁護士 新森 圭

東京弁護士会の若手弁護士の団体（法友全期会）で無料法律相談会を主催しているのですが、その委員長に就任しました。都内各所や離島での相談会を開催する予定です。



弁護士 古郡 賢大

先日、いわゆるディープテック分野の研究者の方に、研究施設をご案内いただき、お話を伺う機会がありました。事業化や社会実装が大変難しい領域ですが、見たことがない世界を実現しようという志や好奇心に大変感銘を受けました。



弁護士 月山 鉄平

2023年10月1日からインボイス制度が開始されます。インボイス制度の開始にともない、免税事業者と取引条件の見直しを行う場合、独占禁止法・下請法の観点から注意が必要です。ご留意ください。



弁護士 宮城 海斗

3月に東日本大震災の被災地である福島県の飯館村、双葉町、浪江町を訪問しました。震災から12年となりますが、未だに様々な課題が残っている現状を実感しました。今後も震災の対策・復興に考えていきたいです。



客員弁護士 渥美 三奈子

生後半年の保護猫を家族が飼い始めた。息抜きに猫じゃらしで遊ばせると、私に懐いて今では頻りに遊びを要求してくる。今度は当方が苛立って閉口している。調整って難しい。

事務局便り

Bonjour！来年のパリオリンピックに向けて、フランス語を学び始めました。Bon = 良い、jour = 日の意味を知りました。挨拶は世界共通、いつも心を明るくしてくれます。(AK)